# 審查基準 · 標準処理期間整理票

処分の内容		支援給付の開始の申請に関する処分	
根拠法令及び条項		・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中	
		国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	
		(以下「中国残留邦人支援法」という。)第14条	
		・生活保護法第24条	
	■有(第3条	第1項に該当する場合を含む。)	
審査基準	□無(根拠	: 第3条第2項第 号に該当)	
	公表 ■す	る □しない(公表しない場合の根拠:第7条第2項第 号に該当)	
	【内容】()	※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)	
	・中国残留邦人支援法第14条第4項により、生活保護法の規定の例によるとさ		
	れた生活保護法第1条、第4条、第7条、第19条第1項及び第2項並びに第28		
	条第5項(別紙参照)		
	※以下の各通知は中央法規編「生活保護手帳」に掲載		
	・厚生労働事務次官通知 第2、第3、第4及び第9		
	・厚生労働省社会・援護局長通知 第2-1~12、第4-1~4、第9-1、		
	第10-2-	(1)~(5)、第10-3、第11-1及び第11-4	
	• 厚生労働	省社会・援護局保護課長通知 第2の1~7、第3の6~23、第4の1、	
	第7の1~	97、第8の1~61、第9の3及び第10の1~17	
審査基準 設定年月日		年 月 日 審 査 基 準 年 月 日   最終変更年月日 日 日 日 日 日	
標準処理期間		■有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。)	
		期間( 14日 )	
		□無(根拠:第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)	
標準処理期間 設定年月日		年 月 日 標準処理期間 最終変更年月日 年 月 日	
所管部署		福祉部保護第一課	
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要が ない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及 び特定配偶者の自立の支援に関する法律

(平成六年四月六日)

(法律第三十号)

#### (支援給付の実施)

- 第十四条 この法律による支援給付(以下「支援給付」という。)は、特定中国残留 邦人等であって、その者の属する世帯の収入の額(その者に支給される老齢基礎年 金その他に係る厚生労働省令で定める額を除く。)がその者(当該世帯にその者の 特定配偶者、その者以外の特定中国残留邦人等その他厚生労働省令で定める者が あるときは、これらの者を含む。)について生活保護法(昭和二十五年法律第百四 十四号)第八条第一項の基準により算出した額に比して不足するものに対して、そ の不足する範囲内において行うものとする。
- 2 支援給付の種類は、次のとおりとする。
  - 一 生活支援給付
  - 二 住宅支援給付
  - 三 医療支援給付
  - 四 介護支援給付
  - 五 その他政令で定める給付
- 3 支援給付を受けている特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯にその者の特定配偶者があるものが死亡した場合において、当該特定中国残留邦人等の死亡後も当該特定配偶者の属する世帯の収入の額(厚生労働省令で定める額を除く。)が当該特定配偶者(当該世帯に厚生労働省令で定める者があるときは、その者を含む。)について生活保護法第八条第一項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等がある場合を除き、当該特定配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、支援給付を行うものとする。ただし、当該特定配偶者が当該死亡後に婚姻したとき(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となったときを含む。)は、この限りでない。
- 4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の 規定の例による。

- 5 支援給付の実施に当たっては、特定中国残留邦人等及び特定配偶者の置かれている事情に鑑み、特定中国残留邦人等及び特定配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするために必要な配慮をして、懇切丁寧に行うものとする。
- 6 支援給付については、政令で定めるところにより、支援給付を生活保護法による保護とみなして、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)その他政令で定める法令の規定を適用する。
- 7 前項に定めるもののほか、支援給付に関する事項に係る他の法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 8 前各項に定めるもののほか、支援給付の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(平一九法一二七・追加、平二五法一○六・一部改正)

## ○生活保護法

(昭和二十五年五月四日) (法律第百四十四号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困 窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最 低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。 (保護の補足性)

- 第四条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆる ものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
- 2 民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に 定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。
- 3 前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げる ものではない。

(申請保護の原則)

第七条 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基い

て開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

### (実施機関)

- 第十九条 都道府県知事、市長及び社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。
  - 一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者
  - 二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福 祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの
  - 2 居住地が明らかである要保護者であつても、その者が急迫した状況にあるときは、その急迫した事由が止むまでは、その者に対する保護は、前項の規定にかかわらず、その者の現在地を所管する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が行うものとする。

(報告、調査及び検診)

## 第二十八条

5 保護の実施機関は、要保護者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

(昭二六法一六八・平一一法一六〇・平一八法五三・平二五法一〇四・一部 改正)